

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：市川三郷町上水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和43年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	市川三郷町	職員数（H19.4.1現在）	3
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	63円（H17）	公営企業債現在高（百万円）	1,184
累積欠損金（百万円）	106	利益剰余金又は積立金（百万円）	66
不良債務（百万円）	0	財政力指数	0.370
資金不足比率（%）	0	実質公債費比率（%）	16.9（H18）
		経常収支比率（%）	84.5（H17）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成17年10月1日 合併前市町村：三珠町、市川大門町、六郷町〕 上水道事業は、合併前の市川大門町のみで事業実施（他町は簡易水道）しているため、合併に伴う合理化策はない。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	市川三郷町上水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19～23年度
計画策定責任者	市川三郷町長 久保 眞一
既存計画との関係	市川三郷町集中改革プラン（平成18～21年度）
公表の方法等	町広報誌・ホームページで公表、町議会全員協議会で説明
基本方針	支出をできるだけ抑制し、一般会計からの繰入をしないで運営できる料金を設定した事業運営を行う

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			5	5
	補償金免除額			0.5	0.5
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			1	1

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債				5,474	5,474
合 計 (A)				5,474	5,474
一般(再掲) 上記のうち 会計負担分					
合 計 (B)				0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)				5,474	5,474

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営企業債					
合 計 (A)				0	0
一般(再掲) 上記のうち 会計負担分					
合 計 (B)				0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)				0	0

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債				555	555
合 計 (A)				555	555
一般(再掲) 上記のうち 会計負担分					
合 計 (B)				0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)				555	555

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容										
財務上の特徴	<p>人口及び給水量については、町の人口が年々減少していることに伴い給水人口も減少しています。また、新規に多量の水道水を必要とする事業が無いため、年間総有収水量も年々減少しており、今後も減少傾向は続きます。</p> <p>資本投下については、第4時拡張事業（H11～25）での大規模投資を平成14・15年度に行っており、その企業債の元利償還が平成21年度にピークとなり、その後平成35年度まで同程度の支払が続きます。</p> <p>そのため、料金の値上げを平成19・23・27年度の3回に分けて行う予定です。</p>										
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課 題</td> <td>料金水準の適正化</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水道料金を平成19・23・27年度の3回に分けて段階的に値上げする予定になっていますが、計画のとおり実施するために、議会や地域住民への周知納得が課題です。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td></td> </tr> </table>	課 題	料金水準の適正化		水道料金を平成19・23・27年度の3回に分けて段階的に値上げする予定になっていますが、計画のとおり実施するために、議会や地域住民への周知納得が課題です。	課 題		課 題		課 題	
課 題	料金水準の適正化										
	水道料金を平成19・23・27年度の3回に分けて段階的に値上げする予定になっていますが、計画のとおり実施するために、議会や地域住民への周知納得が課題です。										
課 題											
課 題											
課 題											
留意事項											

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率	(%)	86.4	65.5	62.6	62.2	62.2	74.8	81.8	81.8	80.9	95.4
総収支比率(法適用)	(%)	94.4	71.8	67.7	66.9	67.3	80.4	86.4	87.0	86.9	100.0
経常収支比率(法適用)	(%)	94.4	71.8	67.7	66.9	67.3	80.4	86.4	87.0	86.9	100.0
営業収支比率(法適用)	(%)	94.4	71.8	67.7	66.9	67.3	80.4	86.4	87.0	86.9	100.0
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)				49.1	99.1	108.7	117.6	133.1	149.6	129.5
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金比率	収益的収入分	(%)	4.3	3.3	3.3	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
	うち基準内繰入金	(%)	4.3	3.3	3.3	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
	うち基準外繰入金	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てんのもの	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入分	(%)	0.4	0.9	6.5	2.0	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
	うち基準内繰入金	(%)	0.4	0.9	6.5	2.0	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
	うち基準外繰入金	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てんのもの	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>一般会計からの基準外繰入を必要としない料金設定を行うが、本町の場合、今まで28年間料金を改正していないため、平成19・23・27年度の3回に分けて料金を段階的に上げます。まず、平成19年では当年度純損失を減少させ、平成23年度では同純損失を生じない引上げを行います。そして、平成27年度では累積欠損金を削減し、平成34年度で同欠損金を解消できる料金を設定する予定です。</p> <p>そのため、料金収入は、平成18年度の103百万円を平成19年度で122百万円、平成23年度で152百万円、平成27年度で167百万円と増加する見込みです。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>基準外繰入金は、想定していません。</p> <p>基準内繰入金の収益的収支分は、上水道、簡易水道及び下水道で共同導入している電算システムに係る簡易水道及び下水道の負担分です。また、資本的収支分は、消火栓設置に係る負担金です。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>ありません。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>収入について、企業債等の借入はしないこと。</p> <p>支出について、できるだけ抑制すること。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="159 296 618 1086"> <tr> <td data-bbox="159 296 618 424">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="618 296 2125 424">合併後、新規職員を採用しなければ職員構成が悪くなるため、採用者を退職者の3～4割程度と想定し、2年間位は採用職員数を抑制していました。しかし、退職職員が予想を大幅に上回り、削減計画以上の効果が現れているため、急激な職員数の減に陥り、人事異動においては、いずれかの課の職員を減少させなければならず、苦慮している状況です。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 424 618 528">給与のあり方</td> <td data-bbox="618 424 2125 528">人事院勧告等に沿った改善等、一般職については8級から6級制に給料表を移行しました。基本的には、人事院勧告を改善内容とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 528 618 671">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="618 528 2125 671">人事院勧告を踏まえた給与構造の見直し(給料表の改正等)を実施しています。地域手当は支給しておりません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 671 618 807">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="618 671 2125 807">単純労務職給料表(ア)の給料表を使用しています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 807 618 943">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="618 807 2125 943">平成18年4月1日より、退職時特別昇給制度を廃止しており、退職時に特別な支給はしておりません。それまでは、勤続20年以上または50歳以上で勤続10年以上の職員で、勸奨退職の適用される職員については、退職時特別昇給制度がありました。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 943 618 1086">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="618 943 2125 1086">当町が加入する共済組合において、随時事業主の負担割合の適正化等について実施しています。</td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	合併後、新規職員を採用しなければ職員構成が悪くなるため、採用者を退職者の3～4割程度と想定し、2年間位は採用職員数を抑制していました。しかし、退職職員が予想を大幅に上回り、削減計画以上の効果が現れているため、急激な職員数の減に陥り、人事異動においては、いずれかの課の職員を減少させなければならず、苦慮している状況です。	給与のあり方	人事院勧告等に沿った改善等、一般職については8級から6級制に給料表を移行しました。基本的には、人事院勧告を改善内容とします。	国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	人事院勧告を踏まえた給与構造の見直し(給料表の改正等)を実施しています。地域手当は支給しておりません。	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	単純労務職給料表(ア)の給料表を使用しています。	退職時特昇等退職手当のあり方	平成18年4月1日より、退職時特別昇給制度を廃止しており、退職時に特別な支給はしておりません。それまでは、勤続20年以上または50歳以上で勤続10年以上の職員で、勸奨退職の適用される職員については、退職時特別昇給制度がありました。	福利厚生事業のあり方	当町が加入する共済組合において、随時事業主の負担割合の適正化等について実施しています。	<p>市川三郷町集中改革プランを平成18年度に策定し、その年度末に公表しました。その中で、定員適正化の数値目標を設定しており、各年の採用者数を退職者数の3～4割程度とし、10年間で削減計画を達成できよう定員管理を行います。</p>
地方公務員の職員数の純減の状況	合併後、新規職員を採用しなければ職員構成が悪くなるため、採用者を退職者の3～4割程度と想定し、2年間位は採用職員数を抑制していました。しかし、退職職員が予想を大幅に上回り、削減計画以上の効果が現れているため、急激な職員数の減に陥り、人事異動においては、いずれかの課の職員を減少させなければならず、苦慮している状況です。												
給与のあり方	人事院勧告等に沿った改善等、一般職については8級から6級制に給料表を移行しました。基本的には、人事院勧告を改善内容とします。												
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	人事院勧告を踏まえた給与構造の見直し(給料表の改正等)を実施しています。地域手当は支給しておりません。												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	単純労務職給料表(ア)の給料表を使用しています。												
退職時特昇等退職手当のあり方	平成18年4月1日より、退職時特別昇給制度を廃止しており、退職時に特別な支給はしておりません。それまでは、勤続20年以上または50歳以上で勤続10年以上の職員で、勸奨退職の適用される職員については、退職時特別昇給制度がありました。												
福利厚生事業のあり方	当町が加入する共済組合において、随時事業主の負担割合の適正化等について実施しています。												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <table border="1" data-bbox="159 1195 618 1469"> <tr> <td data-bbox="159 1195 618 1331">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="618 1195 2125 1331">布設替工事の仮設工事や、漏水工事を自前で行うことにより経費の縮減に努めています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1331 618 1469">指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</td> <td data-bbox="618 1331 2125 1469"></td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	布設替工事の仮設工事や、漏水工事を自前で行うことにより経費の縮減に努めています。	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用										
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	布設替工事の仮設工事や、漏水工事を自前で行うことにより経費の縮減に努めています。												
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用													

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	料金引き上げ時期を平成19年度、23年度、27年度とすることを町議会に報告しており、19年度は7月に実施済みです。（課題 ）
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 経営健全化や財務状況に関する情報公開 行政評価の導入	町広報誌やホームページに掲載します。また、料金改定時に説明会を開催します。 平成19年度に行政評価システムを構築するため、職員研修を行いマニュアルシートを作成します。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	集中改革プランに沿って削減します。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成19年度、23年度、27年度に料金改正を行い、繰越欠損金の削減に努めます。(課題)
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	現在、一般会計からの基準外繰出しは行っておらず、今後もする予定はありません。
4 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
課題	料金改定率							29.3					15.5
	改善額(料金の適正化) 1							19	10	29	29	21	108
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	26	26	28	26	25							
	改善額												
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数 (人)	3	3	3	3	3		3	3	3	3	3	3
	増減数 (人)						0						
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率	0	0	0	49.1	99.1		108.7	117.6	133.1	149.6	129.5	
	増減				49.1	50.0		9.6	8.9	15.5	16.5	20.1	
	企業債現在高	945	1,200	1,185	1,187	1,184		1,159	1,127	1,085	1,043	999	
	増減	488	255	-15	2	-3		-25	-32	-42	-42	-44	
	計画前5年間改善額 合計						0						改善額 合計 108
	(参考) 補償金免除額												0.5

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
年間総有収水量 (千m ³)	1,549	1,421	1,453	1,485	1,479	1,474	1,470	1,465	1,461	1,456
公称施設能力 (m ³ /日)	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600
1日最大配水量 (m ³ /日)	6,967	6,850	6,120	6,543	6,670	6,650	6,630	6,610	6,590	6,571
最大稼働率 (%)	81.0	79.7	71.2	76.1	77.6	77.3	77.1	76.9	76.6	76.4
供給単価 (円/m ³)	70	72	72	69	69	83	90	90	89	104
給水原価 (円/m ³)	81	110	115	111	111	111	110	110	110	109

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成28年度を目標に統合できるよう検討してまいります。